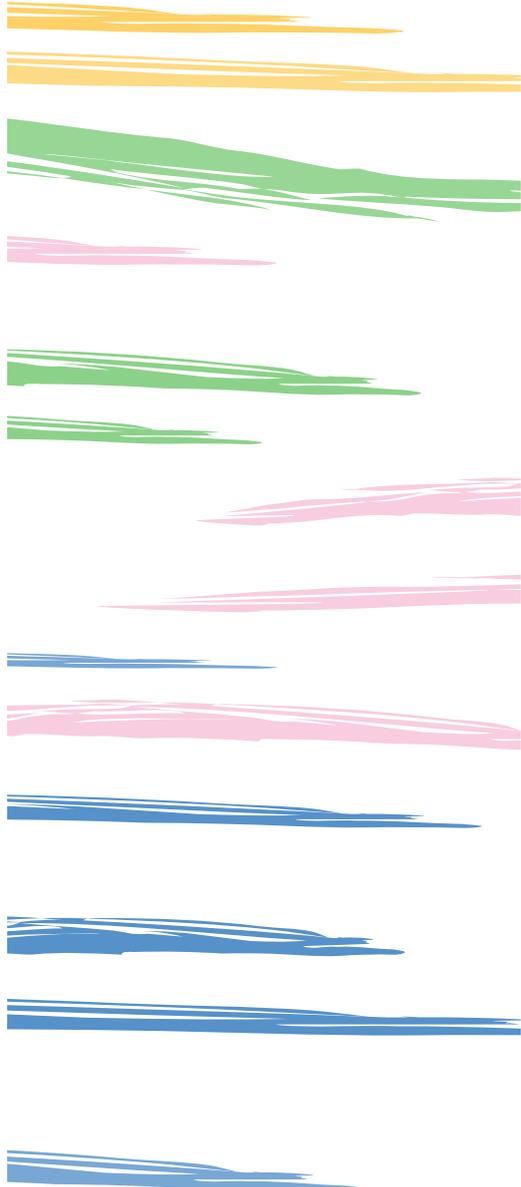




## 第9章

### 緑化重点地区と 緑地保全配慮地区



## 第9章. 緑化重点地区と緑地保全配慮地区

### 1. 緑化重点地区

#### (1) 緑化重点地区とは

緑化重点地区とは、都市緑地法において「緑の基本計画」の中で定める「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことです。緑化重点地区は、緑化の方向性や手法などについてのプランを定め、緑化を重点的に推進することにより、緑の基本計画がめざすものをモデル的に具現化し、都市全体への波及を図ることを目的としています。

#### (2) 緑化重点地区の指定

神戸市では、緑の基本計画の基本理念である「緑生都市」をモデル的に具現化し、緑化意識の向上を促すために、重点的に緑地の保全や緑化を行う「緑化重点地区」を市内に11地区指定します。

地区指定にあたっては、まちづくりの顔となる地区や開発により緑地が少ないところで緑化を推進すべき地区、優良な緑地を保全育成する地区等を対象とします。

#### (3) 地区の方向性について

神戸市では、2006（平成18）年に緑化重点地区を対象として、地域の公園緑地や緑化の現状、緑に関する市民活動の現状等についての調査・分析により、地域特性や市民ニーズに応じた地域ごとの緑の特徴や課題を明らかにし、今後の緑のまちづくりを推進するための「緑の地域プラン」を策定しました。

その中で、緑化重点地区ごとの緑の取り組みの方向性を以下のとおり示しています。

##### ①本庄地区

子どもと家族を応援し、地域の交流を深める花と緑によるコミュニティ拠点づくり

##### ②住吉川・御影地区

河川を骨格とした、歴史・文化を活かした花と緑による憧<sup>しょうけい</sup>憬のまちなみ形成

##### ③都賀川地区

山手から海岸部の魅力資源をつなぐ都賀川を骨格とした水と緑のネットワークの形成

##### ④都心地区

まちとみどりをつなぎ神戸の顔となる花と緑のシンボル景観の形成

##### ⑤新湊川地区

河川と運河を骨格とし、地域資源を活かした緑と花による豊かな生活環境の形成

##### ⑥鈴蘭台・谷上地区

周辺の里山環境と調和した花と緑によるコミュニティづくり

##### ⑦北神地区

農村とニュータウンの連携及び公園や里山等の活用による地域コミュニティの場づくりの推進

##### ⑧須磨地区

海と緑が調和した美しい景観と質の高い緑豊かな住環境の形成

## ⑨垂水地区

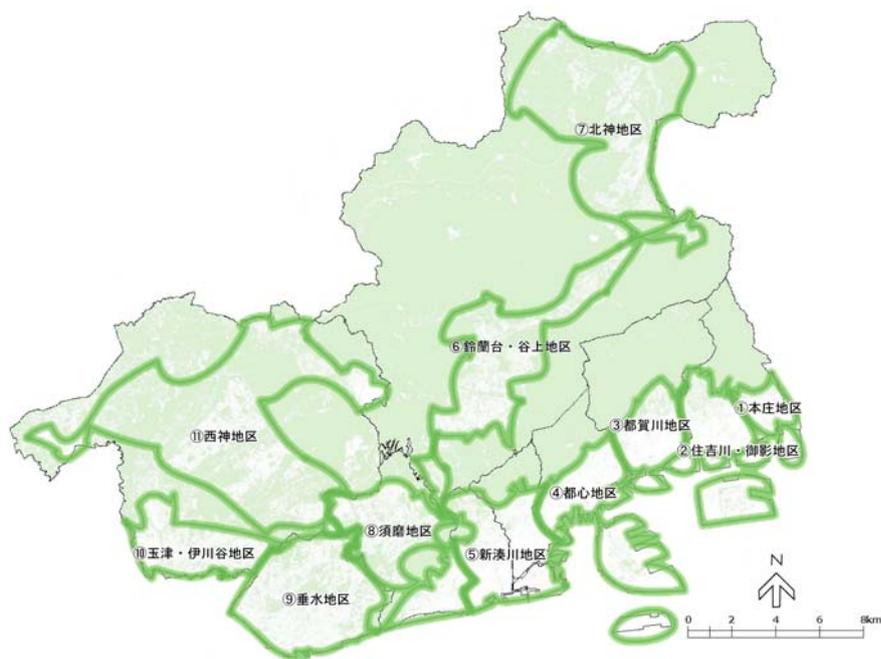
花と緑によるコミュニティづくりと魅力ある海辺空間の形成

## ⑩玉津・伊川谷地区

生物生息環境に配慮した緑・河川空間の形成と秩序あるまちなみ景観づくりの推進

## ⑪西神地区

農村とニュータウンの連携及び公園や河川空間などの活用による地域コミュニティの場づくりの推進



緑化重点地区位置

緑化重点地区一覧

地区名	行政区
①本庄地区	東灘区
②住吉川・御影地区	東灘区
③都賀川地区	灘区
④都心地区	中央区
⑤新湊川地区	兵庫区・長田区
⑥鈴蘭台・谷上地区	北区
⑦北神地区	北区
⑧須磨地区	須磨区
⑨垂水地区	垂水区
⑩玉津・伊川谷地区	西区
⑪西神地区	西区

## 2. 緑地保全配慮地区

### (1) 緑地保全配慮地区とは

緑地保全配慮地区とは、都市緑地法の中で緑の基本計画の策定項目として定める「特別緑地保全地区\*以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」のことです。

### (2) 緑地保全配慮地区の指定

神戸市では、特別緑地保全地区をはじめ、条例による「みどりの聖域\*」など、多くの緑地保全エリアが存在しますが、それらのほとんどは市街化調整区域に指定されています。

その一方で、市街化区域においても、六甲山系南麓部では社寺林や屋敷林など神戸らしい景観を形成する上で欠かせない緑や、成熟したニュータウンなどでは良好に緑化された住宅地などが多く存在します。これらは都市における環境形成に大きな役割を果たしているといえます。

そこで、まずこれらの地区において、特に緑の保全に配慮したまちづくりが望まれる地域を候補地として検討します。そして地域特性を考慮し、緑をともに守り育てるという取り組みを進め、順次緑地保全配慮地区に指定します。

### (3) 緑地保全配慮地区候補地

市街化区域において、風致・景観の保全、都市環境の保全等の観点から重要となる自然的環境に富んだ地域を候補地として選定し、多様な施策の組み合わせにより、地区の緑をまもり育てていきます。

候補地は、本市の緑の保全を進める上で特に配慮が必要となる以下の要件に当てはまる地区を選定することが望ましいと考えます。

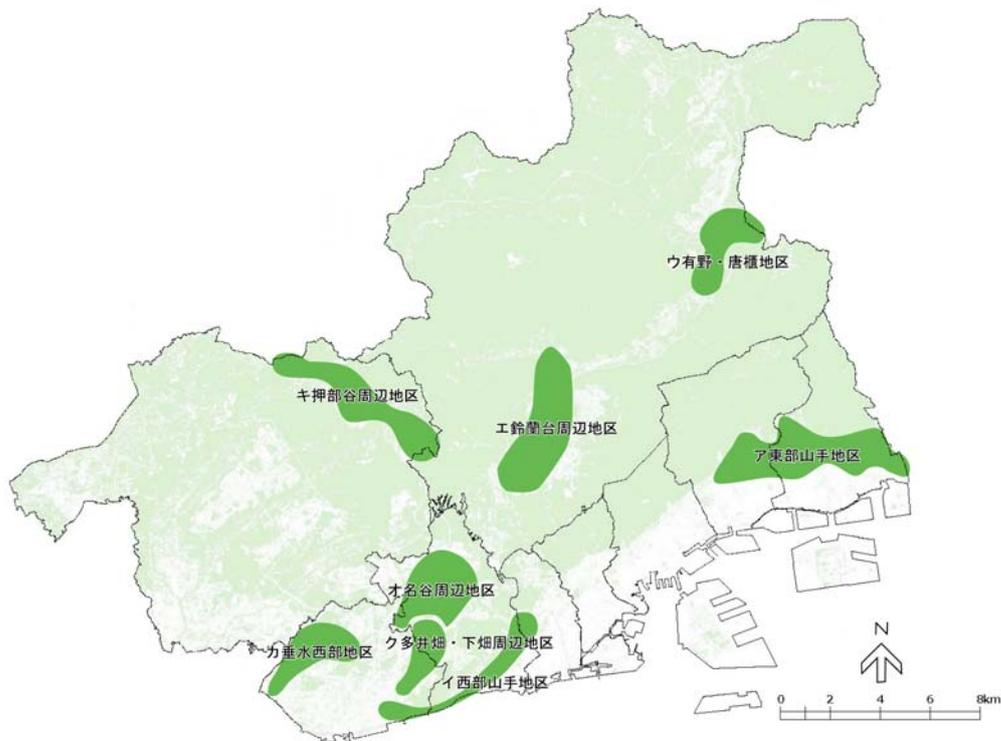
#### <要件>

- ①社寺林、屋敷林等の緑が多く点在し、背景となる六甲山系の緑と連なり、良好な風致景観を保全する必要がある地区。
- ②住宅地やその周辺の緑が良好に保全され、緑被率が高く、人口定着が進み、良好な緑のまちなみを維持する必要がある地区。
- ③市街化区域内で概ね10haを超える規模があり、中に一団の緑を含み、今後緑に配慮したまちづくりを進めていく必要がある地区。

#### <候補地の検討>

上記の要件から8地区を緑地保全配慮地区候補地として検討します。

- ア 東部山手地区
- イ 西部山手地区
- ウ 有野・唐櫃地区
- エ 鈴蘭台周辺地区
- オ 名谷周辺地区
- カ 垂水西部地区
- キ 押部谷周辺地区
- ク 多井畑・下畑周辺地区



緑地保全配慮地区候補地

#### (4) 保全施策のイメージ

- ①規模の大きな社寺林や屋敷林または小規模でも沿道景観を形成する上でポイントとなる緑については、景観緑地や市民の森等の制度を活用して保全を推進します。
- ②都市景観形成地域等、景観保全のための制度導入を検討します。また、まちづくり協定\*などの制度を活用し、緑をまもり育てることをはじめとした地域のルール作りを働きかけていきます。
- ③住宅地においては、地域住民がまちの緑を誇りに思っていただけのように、意識の啓発に努め、生垣緑化等を一層推進するとともに、緑をまもり育てることをはじめとした地域のルール作りを働きかけていきます。
- ④周辺緑地等を保全するために里山活動を通じて緑をまもり育てるふれあい市民緑地制度\*の活用を行っていきます。
- ⑤既存の緑を活用した緑豊かなまちづくり事業が行われるよう、事業者理解と協力を働きかけていくとともに、事業後も緑に配慮したまちづくりが進展するようまちづくりの諸制度を活用し、地域のルールづくりを働きかけていきます。